

学校いじめ防止基本方針

桶川市立桶川東小学校
令和6年4月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し児童の生命・心身または財産を守り、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本的施策

①学校におけるいじめの防止

ア 学校は、「いじめを許さない・見過ごさない学校づくり」を基本とし、いじめの未然防止に積極的かつ組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的な活動に対する支援を行う。

エ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権メッセージ、人権標語、人権作文等の取組を行う。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめの未然防止・早期発見のため、在籍する児童に定期的な調査を次の通り実施する。

- ・日々の健康観察
- ・児童対象いじめアンケート調査年3回（6月、10月、2月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査年1回（10月）
- ・個人面談を通じた学級担任による全保護者への聞き取り調査（5～6月）
- ・教育相談を通じた学級担任による保護者への聞き取り調査（4月・6月・9月・11月・1月・2月、10月に教育相談週間）
- ・地域の情報の収集（年複数回・民生委員や主任児童委員およびスクールガードリーダー等防犯推進関係者との懇談会の開催）

イ いじめの相談体制の整備および充実

児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・校内相談ポストを設置、活用しての児童の実態把握（通年）
- ・学校教育相談日など、いじめ相談窓口の設置
- ・特別支援教育コーディネーターとの緊密な連携
- ・SSWやSC、主任児童員、スマイル相談員および巡回指導の活用
- ・中学校区のさわやか相談員等との連携
- ・国及び県、市からの相談案内の保護者への周知

ウ いじめ防止等のための対策に関する職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する生徒指導・教育相談及び人権教育における研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの未然防止、早期発見等に関する教員の資質の向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する施策

児童及び保護者が各種の情報機器の危険性を認識し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

- ・情報モラル教育を年間計画に位置づけ、発達段階に応じて指導する。
- ・PTAとの連携により、保護者を対象とした研修会を実施する。

④いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「児童理解委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「児童理解委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、児童理解委員会委員、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、必要に応じて校長が指名する関係者。

<活 動>

- ・いじめの早期発見に関すること。〈アンケート調査、教育相談等〉
- ・いじめ未然防止に関すること。
- ・いじめ事案の対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童、保護の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時はいじめ防止対策委員会を立ち上げ、問題の解消に向かう。

イ いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は速やかに事実の有無の確認を行う。また、いじめと思われる、あるいはいじめが疑われる事案を発見した場合も事実の有無を確認する。対応の際は複数名の職員で対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習する等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いや混乱をみだりに生じさせないように、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等の関係機関と連携し適切に且つ迅速に対応する。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は速やかに次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、校長が桶川市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事態に対処する調査組織を設置する。
- ③当該事態の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤上尾警察署や消防署へ連絡し、適切に且つ迅速に対応する。

(3) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ない。いじめが「解消されている」状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が三か月以上止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

3 その他

(1) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発防止のための取組等について組織的に点検し、必要に応じて適正に評価を行う。

- ・評価項目（保護者のアンケートも含む）には、いじめの未然防止、早期発見に関することやいじめの再発防止に関することを加える。
- ・管理職は、学校運営協議会等にいじめの防止等のための対策について報告を行う。

(2) 基本方針の保護者及び外部への周知

ホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

(3) 基本方針の見直しこの基本方針は学校評価等を通じて毎年見直しを行うものとする。

(4) いじめに対応する組織構成

